

建設工事等入札参加資格審査 申請要領

令和7・8年度において湯沢雄勝広域市町村圏組合（以下「組合」という。）が発注する建設工事並びに建設工事に係る測量、設計及び調査業務の競争入札等に参加するためには、入札参加資格審査を経て、入札参加資格者名簿へ登載されることが必要となります。競争入札等に参加を希望する方は、次により入札参加資格審査申請書及び添付書類を提出してください。

※ 提出書類及び様式が前回と一部異なりますので、本要領を御確認のうえ提出してください。

共通（建設工事・建設コンサルタント業務）

1. 資格要件

- (1) 地方自治法施行令第167条の4（同令第167条の11において準用する場合を含む。）の規定に該当しないこと。
- (2) 湯沢雄勝広域市町村圏組合暴力団排除措置要綱（平成30年告示第3号）第2条に規定する暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する者に該当しないこと。
- (3) 申請する本店又は営業所等で、申請日現在において引き続き1年以上同一の事業（業務）を営み、税金等を滞納していない者であること。
- (4) 健康保険、厚生年金及び雇用保険の全てに加入していること。

2. 受付期間

令和8年1月26日（月）から令和8年3月6日（金）まで必着

※ 土曜日、日曜日及び祝日等の閉庁日を除きます。

3. 受付時間

午前9時から正午まで 及び 午後1時から午後5時まで

4. 提出方法

郵便・信書便による送付又は持参

※ 申請書類は信書に当たるため、宅配便等の信書を送付することができない方法では送付しないでください。

5. 提出書類

- (1) 提出書類一覧（別表1-1、1-2、3-1、3-2）の番号順に並べてください。
- (2) 提出書類一覧の番号毎に必要に応じて両面印刷してください。
- (3) 提出書類はA4紙ファイルに綴じて提出してください。
- (4) 申請書の「担当者氏名又は申請代理人」欄は、電話等で申請の内容を照会したとき、説明できる担当者名、電話番号を記載してください（行政書士を含む）。

- (5) 提出書類チェックシートの中にもありますが、宛先を記載し切手を貼付けした返信用長形3号封筒（圏域内業者は1枚、圏域外業者は受理通知書送付用及び資格審査結果通知用の2枚）を必ず同封してください。
- (6) 記載方法の詳細については記載例を御覧ください。様式の欄外にも記載方法や注意点を記載しておりますので、確認のうえ作成してください。
- (7) 「記載事項確認表」で、各項目について申請書の内容を確認してください。
- (8) 申請書類作成の際は、本要領をよくお読みいただき、提出書類チェックシート及び記載事項確認表により、再度確認いただいたうえで持参又は郵送等してください。申請書に不備・不足がある場合、受理できない場合がありますので注意してください。
※ 必要に応じて、記載している書類とは別に追加資料の提出を求める場合があります。

6. 申請書等記載事項の変更

申請書提出後、申請内容に変更が生じた場合には、速やかに「入札参加資格審査申請書変更届」を提出してください。添付書類等については、組合ホームページ「各種ダウンロード」(<http://www.yutopia.or.jp/~yokoiki/download.html>)を御覧ください。

※ 変更届は、郵送等による届出も可能です。

7. 提出先及びお問い合わせ先

〒012-0827

秋田県湯沢市表町三丁目3番14号

湯沢雄勝広域市町村圏組合事務局 総務財政課 財政会計班

T E L : 0183-73-9691

F A X : 0183-72-3821

8. 名簿登録の有効期間

令和8年6月1日から令和9年5月31日まで（予定）

※ 都合により変更になる場合があります。

9. 支店又は営業所等で申請する場合

- (1) 本店（以下「主たる営業所」という。）の代表者から支店又は営業所等（以下「従たる営業所」という。）の代表者に対して、入札及び見積に関する権限、契約の締結及び履行に関する権限、入札保証金及び契約保証金の納付・受領に関する権限、代金の請求及び受領に関する権限並びに代理人を選任する権限を委任していること。
- (2) 従たる営業所については、業務に必要な自社社員を常勤で配置（派遣社員・契

約社員等の配置は認められません）し、社名掲示、電話、机等什器備品を備えており、実質的に営業所等として機能していること。転送電話等を設置するのみで人員の配置が認められない場合は、従たる営業所として登録することはできません。

◆圏域内に従たる営業所を有する事業者が「圏域内業者」として申請する場合

本組合では、圏域内の従たる営業所の実態を把握するため、次の書類を提出していただきます。

※ 圏域外の従たる営業所で申請する場合は、提出の必要はありません。

①圏域内の従たる営業所の職員名簿

②圏域内の従たる営業所の写真（建物の全景・事務所の内部・事務所の看板）

なお、上記の提出書類で営業所等の実態を確認できない場合は、電気料金、水道料金、ガス料金等の使用状況が確認できるもの、また、社会保険料納付状況等の追加書類の提出を求める場合があります。

◆圏域内の従たる営業所の実態調査について

本組合では、圏域内に従たる営業所を有する事業者のうち、一定条件を満たす者を「圏域内業者」として取扱っておりますが、「圏域内業者」としての要件を満たしているかどうかについて、その実態を把握することが困難である事業者を中心に実態調査を行います。

実態調査は、総務財政課の職員がランダムに事業所を訪問又は関係書類の持参によるヒアリングを行いますので、御協力をお願いします。

本調査において、当組合の調査の妨害や、調査の結果「圏域内業者」としての要件を満たしていないことが判明した場合には、「圏域内業者」としての認定の取消しを行います。また、入札参加資格審査申請書への虚偽記載と判断された場合には、入札参加資格そのものの認定を取消すこととなりますので注意してください。

10. その他

- (1) この申請は、競争入札に参加する資格を得るものであり、指名されることを保証するものではありませんので、あらかじめ御承知のうえ申請してください。
- (2) 申請をするために必要な証明書の取得等にかかる費用、その他この申請にかかる一切の費用については、申請者の負担で行ってください。
- (3) 提出書類の記載事項などに不備があるものは、そのまま返送する場合があります。その場合の返送にかかる費用などは全て申請者負担となりますので、送付前に書類の記載事項などを十分に確認してください。
- (4) 申請に係る下記の提出書類について、次のとおり取り扱うこととします。

①納税証明書について

国税や地方税の納税が猶予されている事業者については、以下の書類を提出してください。

○市町村税完納証明書

「徴収猶予許可通知書の写し」

○国税納税証明書

「納税の猶予許可通知書の写し」又は「納税証明書（その1）」

②社会保険料等について

社会保険料の納付が猶予されている事業者については、以下の書類を提出してください。

○健康保険料・厚生年金保険料

日本年金機構年金事務所長が発行した「納付の猶予許可通知書の写し」

○労働保険料

事業場の所在地を管轄する労働局長が発行した「納付の猶予許可通知書の写し」

(5) 資格審査の結果通知については、令和8年5月下旬を予定しています。

宛先を記載し切手を貼付けした返信用長形3号封筒（圏域内業者は1枚、圏域外業者は受理通知書送付用及び資格審査結果通知用の2枚）を必ず提出してください。

建設工事

1. 資格要件

- (1) 建設業法第3条第1項の規定による建設業の許可を受けていること。
※建設業の許可を受けていない従たる営業所には委任できません。
- (2) 建設業法第27条の23第1項の規定により経営事項審査を受け、同法第27条の29第1項の規定により総合評定値の通知を受けていること。
- (3) 圏域内業者は、申請を希望する工種で、経営事項審査の申請をする日の属する事業年度の開始の日の直前2年又は3年の年間平均完成工事高が300万円以上であること。
- (4) 圏域内業者で給排水暖冷房衛生設備工事（浄化槽設置工事希望者）の申請者は、浄化槽工事業の営業に関し、秋田県知事から登録を受けていること。
- (5) 解体工事の申請者は、土木工事業、建築工事業又は解体工事業の建設業許可を受けている者。

2. 業者区分

【圏域内業者】 圏域内に主たる営業所を有する方及び圏域内に組合と常時建設工事の請負契約を締結することができる従たる営業所を有する方です。

【圏域外業者】 圏域内業者以外の方です。

3. 提出書類等

【圏域内業者】 別表1－1 工事提出書類（圏域内業者）参照

【圏域外業者】 別表1－2 工事提出書類（圏域外業者）参照

※ 圏域内業者と圏域外業者では提出書類が異なりますので注意してください。

4. 提出部数

1部

5. 提出方法

- (1) 提出先に持参又は郵送等（令和8年3月6日（金）まで必着）してください。
- (2) 申請書類を別表1－1及び1－2の番号順にA4紙ファイルに綴じて提出してください。

※ 持参の場合も、郵送等と同様にお預かりするのみの取扱いとなり、その場での審査は行いません。

※ 送付用封筒には、朱書きで「建設工事入札参加資格申請書在中」と明記してください。

※ 申請書類は信書に当たるため、宅配便等の信書を送付することができない方法では送付しないでください。

6. 名簿登載について

【圏域内業者】

資格審査を行った結果、入札参加資格があると認められる方について、名簿（圏域内業者）に登載します（資格審査の審査基準は、別表2のとおりです）。なお、等級格付けは、主たる営業所については、秋田県の格付けを適用し、従たる営業所については、秋田県の定めた申請工種における有資格技術者の保有基準により等級格付けするものとし、格付けされない方をD級とします。

なお、従たる営業所において、申請後に有資格技術者の変更があった場合には、技術職員調書（様式4-1及び4-2）を速やかに再提出してください。

【圏域外業者】

秋田県の建設工事入札参加資格者名簿に登載を受けたことにより、資格を有する方と認め、名簿（圏域外業者）に登載します。

秋田県に入札参加資格審査申請をしているか確認するため、秋田県へ申請した入札参加資格審査申請書の写しを提出してください。県内業者は、申請書（表）の写し、県外業者は入札参加資格審査申請書（県外建設業者用）の写しを提出してください（受付印等は不要、申請書1枚のみとする）。

※ ただし、有効期間中に適格でないと認められた場合は資格が無効となる場合があります。

7. その他

○等級格付け上の工事内容について

本組合における資格審査の対象工種及び等級格付け上の工事内容は、別表6のとおりです。

○解体工事について

解体工事については、等級格付は行わず名簿登載のみとします。

○入札参加資格審査申請における社会保険等加入の資格要件化について

社会保険等の加入状況は、「経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書」（以下「経営事項審査結果通知書」という。）の写しの記載項目により確認します。経営事項審査結果通知書の「雇用保険加入の有無」、「健康保険加入の有無」及び「厚生年金保険加入の有無」欄の全てが「有」又は「除外」であれば加入業者とみなし、入札参加申請の受け付けを行います。

当該欄に1つでも「無」があり、経営事項審査通知書の通知日の後に社会保険等に加入している場合は、それを証明する証明書等（下記参照）を提出してください。

なお、証明書等の書類が提出できない方は、その理由等を記した理由書（任意様式）を提出してください。提出できない正当な理由（例：加入について手続中等）があると認められる場合に限り、入札参加資格申請を受け付けします。

◆健康保険料及び厚生年金保険料

経営事項審査結果通知書の当該保険加入の有無欄が「無」の場合、年金事務所等で発行された、申請日に確認可能な月までの直近24か月分の証明書を提出してください。なお、年金事務所で健康保険の適用除外を受けている場合でも、加入している健康保険組合等から保険料納入確認書を発行してもらい提出してください。

◆雇用保険

経営事項審査結果通知書の当該保険加入の有無欄が「無」の場合、労働保険概算・確定保険料申告書の控え及びこれにより申告した保険料の納入に係る納付書・領収証書（申請日の属する年度及びその前年度）等、雇用保険に加入していることを証明できる書類を提出してください。

○現場代理人等の兼務について

現場代理人は、発注者又は工事監督員との連絡を緊密に保持する必要があることから、契約事項において工事現場に常駐することとしています。そのため、営業所の専任技術者との兼務は原則できませんので注意してください。また、圏域内業者で技術職員に変更がある場合は、必ず変更届を提出してください。変更届が提出されていない場合は、入札参加資格審査申請の記載内容と異なるものとして指名停止基準にあたる場合があります。

建設コンサル

1. 資格要件

(1) 申請日現在において、測量法、建築士法、計量法に関する法律、建設コンサルタント登録規程、地質調査業者登録規程又は補償コンサルタント登録規程の各規程に基づき、その営業について必要とする登録等の許可を受けている者（法律上許可を必要としない場合は不要）。

2. 業者区分

【圏域内業者】 圏域内に主たる営業所を有する方及び圏域内に組合と常時業務委託契約を締結することができる従たる営業所を有する方です。

【圏域外業者】 圏域内業者以外の方です。

3. 提出書類等

【圏域内業者】 別表3－1 建設コンサルタント提出書類（圏域内業者）参照

【圏域外業者】 別表3－2 建設コンサルタント提出書類（圏域外業者）参照

※ 圏域内業者と圏域外業者では提出書類が異なりますので注意してください。

4. 提出部数

1部

5. 提出方法

【圏域内業者】

(1) 提出先に持参又は郵送等（令和8年3月6日（金）まで必着）してください。

(2) 申請書類を別表3－1及び3－2の番号順にA4紙ファイルに綴じて提出してください。

※ 持参の場合も、郵送等と同様にお預かりするのみの取扱いとなり、その場での審査は行いません。

※ 送付用封筒には、朱書きで「建設コンサルタント業務入札参加資格申請書在中」と明記してください。

※ 申請書類は信書に当たるため、宅配便等の信書を送付することができない方法では送付しないでください。

6. 名簿登載について

【圏域内業者】

資格審査を行った結果、入札参加資格があると認められる方について、名簿（圏域内業者）に登載します。（資格審査の審査基準は、別表4のとおりです。）

【圏域外業者】

秋田県の建設コンサルタント業務等入札参加資格者名簿に登載を受けたことによ

り、資格を有する方と認め、名簿（圏域外業者）に登載します。

秋田県に入札参加資格審査申請をしているか確認するため、秋田県へ申請した入札参加資格審査申請書（様式1－1）の写しを提出してください。（受付印等は不要、申請書1枚のみとします。）

※ ただし、有効期間中に適格でないと認められた場合は資格が無効となる場合があります。

7. その他

○申請業務に関する登録通知書・証明書等について

圏域外業者で、契約権限等を従たる営業所に委任する場合は、受任先営業所で申請業務について、各法令・コンサルタント規定に基づく登録・届出を行っていること。

また、各法令・登録規程に基づく登録状況が確認できる書類を提出すること。提出がない場合は名簿登載できません（申請業務に法令・登録規程がないものを除く）。

なお、測量業務、建築関係コンサルタント業務、環境調査業務（日照・電波・土壤を除く）は圏域内・圏域外業者を問わず、必ず法令等に基づく登録が必要となります。

※ 実績調書については、現況報告書等に記載以外の業務や部門を申請する場合は省略できませんので注意してください。

※ 現況報告書に記載以外の部門について申請する場合は、実績調書（様式3）を提出してください。

※ 次の①、②、④、⑤の提出書類（現況報告書等）で、財務諸表が重複する場合は、いずれかで1部提出してください。なお、法人において「測量法第55条の8の規定に基づく書類」及び「現況報告書」の写しを提出する場合は、附属財務諸表としては「財務事項一覧表」のみ添付が必要であり、その他の貸借対照表、損益計算書は不要とします。

①測量業務

- ・測量業の登録（更新）通知の写し又は測量業者登録証明書の写し
- ・測量法第55条の8の規定に基づく書類の写し（営業経歴書及び財務に関する書類）
- ・営業所の登録状況を確認することができる登録申請書、変更登録申請書等の写し

②土木関係建設コンサルタント業務

- ・建設コンサルタント登録（更新）通知書の写し
- ・建設コンサルタント登録規程第7条第1項の規定により提出した直近の現況報告書（国土交通省の確認を受けたものに限る。）の写し
- ・直近の現況報告書の内容から営業所状況に異動があった場合、建設コンサルタ

ント登録規程上の営業所の登録状況が確認できる登録申請書、変更届出書等の写し

③建築関係建設コンサルタント業務

県内：建築士事務所登録証明書の写し又は更新時の建築士事務所更新通知書の写し

県外：建築士事務所登録証明書の写し

④補償コンサルタント業務

- ・補償コンサルタント登録（更新）通知書の写し
- ・補償コンサルタント登録規程第7条第1項の規定により提出した直近の現況報告書（国土交通省の確認を受けたものに限る。）の写し
- ・直近の現況報告書の内容から営業所状況に異動があった場合、補償コンサルタント登録規程上の営業所の登録状況が確認できる登録申請書、変更届出書等の写し

⑤地質調査業務

- ・地質調査業者登録（更新）通知書の写し
- ・地質調査業者登録規程第7条第1項の規定により提出した直近の現況報告書（国土交通省の確認を受けたものに限る。）の写し
- ・直近の現況報告書の内容から営業所状況に異動があった場合、地質調査業者登録規程上の営業所の登録状況が確認できる登録申請書、変更届出書等の写し

⑥環境調査業務（日照・電波・土壤を除く）

- ・計量証明事業者登録（更新）証明書の写し又は登録簿謄本の写しもしくはこれに準ずる書類

○入札参加資格審査申請における社会保険等加入の資格要件化について

資格要件に雇用保険の加入が追加となりました。「社会保険等（「厚生年金保険」、「健康保険」及び「雇用保険」の全て）に加入していること」を資格要件とします。

【圏域内業者】

社会保険等の全てに加入し、それを証明する証明書等（下記参照）を提出してください。

なお、証明書等の書類が提出できない方は、その理由等を記した理由書（任意様式）を提出してください。提出できない正当な理由（例：加入について手続中、個人事業者で従業員が4人以下のため加入義務がない 等）があると認められる場合に限り、入札参加資格申請を受け付けします。

◆健康保険料及び厚生年金保険料

年金事務所等で発行された、申請日に確認可能な月までの直近24か月分の証明書を提出してください。なお、年金事務所で健康保険の適用除外を受けている場合でも、加入している健康保険組合等から保険料納入確認書を発行してもらい提

出してください。

◆雇用保険

労働保険概算・確定保険料申告書の控え及びこれにより申告した保険料の納入に係る納付書・領収証書（申請日の属する年度及びその前年度）等、雇用保険に加入していることを証明できる書類を提出してください。

【圏域外業者】

証明書等の提出は不要ですが、社会保険等に未加入の方は名簿に登載できませんので注意してください。

別表1—1：工事提出書類（圏域内業者）

申請書等の様式が前回のものと異なります。必ず今回の様式で申請してください。

(○：全業者が提出するもの、●：該当する業者のみが提出するもの、－：不要)

※ 主…圏域内に本店を有する者

従…圏域外に本店を有し、圏域内の支店・営業所等に委任をする者

※ A4紙ファイルに下記番号順に綴じて提出してください。

No.	提出書類	備 考	圏域内	
			主	従
1	提出書類チェックシート	・提出する書類を再度確認し、順番どおりに並べて提出すること。	○	○
2	入札参加資格審査申請書兼誓約書 (様式1)	・「担当者氏名又は申請代理人」欄には、電話等で申請の内容を照会した場合に、説明できる担当者名、電話番号を記載すること。 ・所在地等は略さず記載すること。 ×湯沢市表町3-3-14 ○湯沢市表町三丁目3番14号	○	○
3	委任状 (任意様式)	・本組合と常時建設工事の請負契約を締結することができる従たる営業所に委任する場合は提出すること。 ・委任期間は、申請日又は令和8年6月1日から令和9年5月31日までとしてください。	－	○
4	営業所一覧表 (様式2) ※任意様式でも可	・営業所が有する建設業許可を忘れずに記載すること。 ・本店のみで支店等の従たる営業所がない場合は、提出不要です。	●	●
5	経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書(写し)	・申請する工種での総合評定値が必要。 ・最新のものを提出すること。入札参加資格審査申請後に通知された経営事項審査結果通知書は、受理次第、写しを提出すること。	○	○
6	建設業許可 (写し)	・経営事項審査後、建設業許可を新たに取得した場合のみ提出すること。	●	●
7	工事経歴書 (様式3)	・申請する工種ごとに記載する（申請しない工種については記載不要）。 ・経営事項審査の審査基準日以前2年又は3年のうち、主な完成工事又は着手した主な未完成工事について記載すること。 ・平均完成工事高が300万円未満の場合は、当該工種での名簿登載不可。	○	○

8	技術職員調書 (様式4-1)	・申請日を基準日とし、名簿に登録を申請する営業所に勤務する技術職員（6か月を超える恒常的な雇用関係がある）のみを記載すること。	<input type="radio"/>	<input checked="" type="radio"/>
	技術職員調書 (様式4-2) ※任意様式でも可	<ul style="list-style-type: none"> ・2枚目以降の名簿は、必要枚数を適宜コピーして使用すること。 ・任意様式での提出も可だが、申請する営業所以外の技術職員を含む様式で提出する場合は、申請する営業所の職員が分かるようにマーカー等で明示すること。 ・解体工事に対応できる各資格（解体工事施工技士を除く）のうち、次の（i）～（iii）のいずれかに該当し、解体工事の技術者と認められる者については、「解体講習等」の欄に○を記入すること。 <ul style="list-style-type: none"> （i）平成28年度以降に実施された試験の合格者 （ii）登録解体工事講習の修了者 （iii）資格取得後、解体工事に関し1年以上の実務経験がある者 ・水道施設工事に申請する場合は、給水装置工事主任技術者、給水装置工事配管技能者、配水管技能者（耐震）及び水道配水用ポリエチレン配管施工講習受講者の4種類全てを保有している資格者が1名以上必要。 	<input type="radio"/>	<input checked="" type="radio"/>
9	職員名簿（様式5） ※任意様式でも可	・名簿に登録を申請する営業所に勤務する全ての職員について記載すること。	<input type="radio"/>	<input checked="" type="radio"/>
10	営業所等の写真 (様式6) ※任意様式でも可	・全て1か月以内に撮影されたものに限る。カラー印刷とすること（白黒不可）	-	<input checked="" type="radio"/>
11	建設業退職金共済事業加入・履行証明（写し可）	<ul style="list-style-type: none"> ・総合評定値通知書で加入の確認ができる場合は提出不要。 ・未加入者は、これに代わる制度に加入していることが確認できる書類を添付すること。 <p>（例）中小企業退職金共済加入証明書、商工会議所特定退職金共済加入証明書又は商工会特定退職金共済制度加入証明書等。</p>	<input checked="" type="radio"/>	<input checked="" type="radio"/>
12	社会保険料等納入証明書（写し可） ※1	<ul style="list-style-type: none"> ・総合評定値通知書で加入の確認ができる場合は、提出不要とする。なお、経審通知書において「その他の審査項目（社会性等）」欄が「無」になっている者で、経審通知書発行後に社会保険に加入し保険料を納めている場合は、通知書等事實を証明するいずれかの書類を提出すること。 ・正当な理由により保険料の納入期間が2年間に満たない場 	<input checked="" type="radio"/>	<input checked="" type="radio"/>

		合には、理由書を併せて提出すること。		
13	・法人→登記事項証明書（写し可） ・個人事業主→身分証明書（写し可）	・法人は、法務局で交付される現在事項全部証明書又は履歴事項全部証明書。 ・個人事業主は、本籍地の市区町村で交付される身分証明書。 ・申請日前3か月以内に発行されたもの。	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
14	市町村税完納証明書（原本）※1	・市町村で交付された完納証明書の原本を総務財政課財政会計班まで提出。 ・個人事業者は、代表者（事業主）の完納証明書を提出すること。 ・申請日前3か月以内に発行されたもの	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
15	国税納税証明書（写し可）※1	・本店を管轄する税務署の証明書から交付される証明書。 ・法人は「その3の3」、個人は「その3の2」 ・申請日前3か月以内に発行されたもの。	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
16	暴力団排除に関する誓約書兼同意書（様式7-1）	・委任している場合でも本店（代表者）からの提出とすること。	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
17	役員等調書（様式7-2）	・No.16、17の提出がない場合は、資格審査を行わない。 ・委任先がある場合は、受任者が役員であるかないかを問わず、必ず受任者分を記載すること。	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
18	返信用長形3号封筒	・資格審査結果通知用。宛先を記載のうえ、110円切手を貼付すること。（発送は5月下旬の予定）	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>

※1 No.12, 14, 15 の提出書類となる証明書等に関して、申請要領【共通】編の10. (4)の記載内容も確認してください。

別表1—2：工事提出書類（圏域外業者）

申請書等の様式が前回のものと異なります。必ず今回の様式で申請してください。

(○：全業者が提出するもの、●：該当する業者のみが提出するもの、－：不要)

※ A4紙ファイルに下記番号順に綴じて提出してください。

No.	提出書類	備考	秋田県への申請営業所	
			同じ	違う
1	提出書類チェックシート	・提出する書類を再度確認し、順番どおりに並べて提出すること。	○	○
2	入札参加資格審査申請書兼誓約書 (様式1)	・「担当者氏名又は申請代理人」欄には、電話等で申請の内容を照会した場合に、説明できる担当者名、電話番号を記載すること。 ・所在地等は略さず記載すること。 ×湯沢市表町3-3-14 ○湯沢市表町三丁目3番14号	○	○
3	秋田県へ申請した入札参加資格審査申請書の写し	・県内業者は、申請書(表)の写し、県外業者は入札参加資格審査申請書(県外建設業者用)の写しを提出すること(受付印等は不要、申請書1枚のみとする)。	○	● ※1
4	委任状 (任意様式)	・本組合と常時建設工事の請負契約を締結することができる従たる営業所に委任する場合は提出すること。 ・委任期間は、申請日又は令和8年6月1日から令和9年5月31日までとしてください。	●	●
5	営業所一覧表 (様式2) ※任意様式でも可	・営業所が有する建設業許可を忘れずに記載すること。 ・本店のみで支店等の従たる営業所がない場合は、提出不要です。	●	●
6	経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書(写し)	・申請には申請工種の総合評定値が必要。 ・最新のものを提出すること。入札参加資格審査申請後に通知された経営事項審査結果通知書は、受理次第、写しを提出すること。	○	○
7	工事経歴書 (様式3) ※秋田県と同じ営業所で組合へ申請する場合は省略可	・申請する工種ごとに記載(申請しない工種については記載不要)。 ・経営事項審査の審査基準日以前2年又は3年のうち、主な完成工事又は着手した主な未完成工事について記載すること。	-	○
8	技術職員調書 (様式4-1)	・申請日を基準日とし、名簿に登録を申請する営業所に勤務する技術職員(6か月を超える恒常的な雇用関係があ	○	○

		る)のみを記載すること。		
	技術職員調書 (様式4-2) ※任意様式でも可	<ul style="list-style-type: none"> ・2枚目以降の名簿は、必要枚数を適宜コピーして使用すること。 ・任意様式での提出も可だが、申請する営業所以外の技術職員を含む様式で提出する場合は、申請する営業所の職員が分かるようにマーカー等で明示すること。 ・解体工事に対応できる各資格のうち、次の(i)～(iii)のいずれかに該当し、解体工事の技術者と認められる者については、「解体講習等」の欄に○を記入すること。 (i) 平成28年度以降に実施された試験の合格者 (ii) 登録解体工事講習の修了者 (iii) 資格取得後、解体工事に関し1年以上の実務経験がある者 	○	○
9	・法人→登記事項証明書(写し可) ・個人事業主→身分証明書(写し可)	<ul style="list-style-type: none"> ・法人は、法務局で交付される現在事項全部証明書又は履歴事項全部証明書。 ・個人事業主は、本籍地の市区町村で交付される身分証明書。 ・申請日前3か月以内に発行されたもの。 	○	○
10	国税納税証明書 (写し可)※1	<ul style="list-style-type: none"> ・本店を管轄する税務署の証明書。 ・法人は「その3の3」、個人は「その3の2」 ・申請日前3か月以内に発行されたもの。 	○	○
11	暴力団排除に関する誓約書兼同意書 (様式7-1)	・委任している場合でも本店(代表者)からの提出とすること。	○	○
12	役員等調書 (様式7-2)	<ul style="list-style-type: none"> ・No.11、12の提出がない場合は、資格審査を行わない。 ・委任先がある場合は、受任者が役員であるかないかを問わず、必ず受任者分を記載すること。 	○	○
13	返信用長形3号封筒	・受理通知書送付用及び資格審査結果通知用の2枚。宛先を記載のうえ、110円切手を貼付すること。(資格審査結果通知の発送は5月下旬の予定)	○	○
14	受理通知書	・受理確認又は不足資料通知用。	○	○

※1 秋田県に入札参加資格審査申請をしていない場合は提出不要です。

※2 No.10の提出書類となる証明書に関して、申請要領【共通】編の10.(4)の記載内容も確認してください。

別表2 建設工事（圏域内業者）名簿登載資格審査基準

審査項目	審査基準
納税の状況	納めるべき税金に滞納がある場合は、名簿に登載しない。
社会保険料等の納付状況	滞納がある場合は、名簿に登載しない。（社会保険等に加入すべき者が未加入のときは、滞納と同様であるとみなす。）
経営事項審査	工種において、法第27条の23第1項の経営事項（以下「経営事項審査」という。）の審査を受けていない場合は、当該工種での名簿登載を行わない。
工事実績	工種において、経営事項審査の申請をする日の属する事業年度の開始日の直前2年又は3年の年間平均完成工事高が300万円未満の場合は、当該工種での名簿登載を行わない。
水道施設工事における技術者要件	<p>①給水装置工事主任技術者証を有する者</p> <p>②給水装置工事配管技能者認定証又は給水装置工事配管技能者講習会修了者証を有する者((財)給水工事技術振興財団による認定又は講習会修了)</p> <p>③配水管技能者登録証(一般・耐震継手)を有する者((社)日本水道協会への登録)</p> <p>④水道配水用ポリエチレン配管施工講習受講証を有する者(配水用ポリエチレンパイプシステム協会による受講証であること。ただし、旧水道用ポリエチレンパイプシステム研究会及び配水用ポリエチレン管協会による受講証でも可とする。)</p> <p>上記の資格を有する者を確保していない場合は、当該工種での名簿登載を行わない。</p>
従たる営業所における技術者配置状況	常勤の従業員を3人以上配置することとし、工種において、監理技術者又は主任技術者となり得る1級・2級の国家資格を有する者及び1級・2級の区別の無い資格で監理技術者又は主任技術者となり得る国家資格等を有する者及び実務経験を有する者を配置すること。(ほかの営業所との兼務技術者でないこと。)
従たる営業所における営業所実績	工種において、経営事項審査の申請をする日の属する事業年度の開始日の直前2年又は3年の営業所における年間平均完成工事高が300万円未満の場合は、当該工種での名簿登載を行わない。

別表3－1：建設コンサルタント提出書類（圏域内業者）

申請書等の様式が前回のものと異なります。必ず今回の様式で申請してください。

(○：全業者が提出するもの、△：場合により省略可能、－：不要)

※ 主…圏域内に本店を有する者

従…圏域外に本店を有し、圏域内の支店・営業所等に委任をする者。

※ A4紙ファイルに下記番号順に綴じて提出してください。

No.	提出書類	備 考	圏域内	
			主	従
1	提出書類チェックシート	・提出する書類を再度確認し、順番どおりに並べて提出すること。	○	○
2	入札参加資格審査申請書兼誓約書 (様式1－1)	・「担当者氏名又は申請代理人」欄には、電話等で申請の内容を照会した場合に、説明できる担当者名、電話番号を記載すること。 ・所在地等は略さず記載すること。 ×湯沢市表町3－3－14 ○湯沢市表町三丁目3番14号	○	○
	入札参加資格審査申請書兼誓約書 (様式1－2)	・入札参加資格審査を希望する部門に○(各法令等に基づく登録有り)又は○(各法令等に基づく登録無し)のいずれか該当する印を記載すること。 ・委任先の営業所が申請業務の法令登録を受けていない場合は、委任先での登録はできません。	○	○
3	委任状 (任意様式)	・本組合と常時業務委託契約を締結することができる従たる営業所に委任する場合は提出すること。 ・委任期間は、申請日又は令和8年6月1日から令和9年5月31日までとしてください。	－	○
4	技術職員調書 (様式2－1)	・申請日現在で、「全体」には本店及び支店を含む全ての技術職員の延人数を、「申請営業所」には登録を希望する営業所の技術職員の延人数をそれぞれ記載すること。(申請する業務のみで可)	○	○
	技術職員調書 (様式2－2) ※様式2－2は任意様式でも可	・登録を希望する営業所(委任先がある場合には委任先営業所)の技術職員のみを記載すること。 ・様式2－2について任意様式での提出も可ですが、登録を希望する営業所以外の技術職員を含む様式で提出する場合は、申請する営業所の職員が分かるようにマーカー等で明示すること。 ・2枚目以降の名簿は、必要枚数を適宜コピーして使用する	○	○

		こと。		
5	登録通知書・証明書等 (写し可)	<ul style="list-style-type: none"> 本店又は委任先営業所の各法令・登録規程に基づく登録状況が確認できる書類を提出すること（法令・登録規程がないものを除く） 委任先での各法令・登録規程に基づく登録がない又は確認できない場合は、委任先での名簿登録は不可。 	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
4	営業所一覧表 (様式2) ※任意様式でも可	<ul style="list-style-type: none"> 営業所が有する建設業許可を忘れずに記載すること。 本店のみで支店等の従たる営業所がない場合は、提出不要です。 	<input checked="" type="radio"/>	<input checked="" type="radio"/>
5	経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書（写し）	<ul style="list-style-type: none"> 申請する工種での総合評定値が必要。 最新のものを提出すること。入札参加資格審査申請後に通知された経営事項審査結果通知書は、受理次第、写しを提出すること。 	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
6	実績調書（様式3）★ ※任意様式でも可	<ul style="list-style-type: none"> 直前2事業年度分の実績を記載すること。 ※圏域内に主たる営業所を有する事業者で、直前2事業年度の実績が無い場合は、直前5事業年度まで可。 圏域内に従たる営業所を有する事業者が、圏域内業者として申請する場合は、従たる営業所の直前2事業年度に履行した実績を申請業務毎に記載すること。実績がない部門での名簿登載は不可。 	<input type="triangle-left"/>	<input type="radio"/>
7	営業の沿革（様式4）★ ※任意様式でも可	<ul style="list-style-type: none"> 商号又は名称の変更、営業の休止、賞罰等を記載すること。 	<input type="triangle-left"/>	<input type="triangle-left"/>
8	財務諸表(直近営業年度分)★※3	<ul style="list-style-type: none"> 法人→貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び注記表 個人→貸借対照表、損益計算書 	<input type="triangle-left"/>	<input type="triangle-left"/>
9	営業所一覧表（様式5） ★※任意様式でも可	<ul style="list-style-type: none"> 営業所が有する許可等を忘れずに記載すること。 本店のみで支店等営業所がない場合は提出不要。 	<input type="triangle-left"/>	<input type="triangle-left"/>
10	職員名簿（様式6） ※任意様式でも可	<ul style="list-style-type: none"> 名簿に登録を申請する営業所に勤務する全ての職員について記載すること。 	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
11	営業所等の写真（様式7） ※任意様式でも可	<ul style="list-style-type: none"> 全て1か月以内に撮影されたものに限る。カラー印刷とすること（白黒不可）。 	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
12	<ul style="list-style-type: none"> 法人→登記事項証明書（写し可） 個人事業主→身分証 	<ul style="list-style-type: none"> 法人は、法務局で交付される現在事項全部証明書又は履歴事項全部証明書。 個人事業主は、本籍地の市区町村で交付される身分証明 	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>

	明書（写し可）	書。 ・申請日前3か月以内に発行されたもの。		
13	市町村税完納証明書 (原本) ※1	・市町村で交付された完納証明書の原本を総務財政課財政会計班まで提出。 ・個人事業者は、代表者（事業主）の完納証明書を提出すること。 ・申請日前3か月以内に発行されたもの	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
14	国税納税証明書 (写し可) ※1	・本店を管轄する税務署から交付される証明書。 ・法人は「その3の3」、個人は「その3の2」 ・申請日前3か月以内に発行されたもの。	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
15	社会保険料等納入証明書（写し可） ※1	・健康保険及び厚生年金保険については所管の年金事務所、雇用保険については所管の労働局で証明を受けること。 ・全期間分の保険料の領収書の写しによる代替も認める。 ・保険の適用が除外される場合は、市町村税完納証明書にて確認。 ・正当な理由により保険料の納入期間が2年間に満たない場合には、理由書を併せて提出すること。	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
16	暴力団排除に関する誓約書兼同意書 (様式8-1)	・委任している場合でも本店（代表者）からの提出とすること。	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
17	役員等調書 (様式8-2)	・No.16、17の提出がない場合は、資格審査を行わない。 ・委任先がある場合は、受任者が役員であるかを問わず、必ず受任者分を記載すること。	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
18	返信用長形3号封筒	・資格審査結果通知用。宛先を記載のうえ、110円切手を貼付すること。（発送は5月下旬の予定）	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>

※1 No.13, 14, 15 の提出書類となる証明書に関して、申請要領【共通】編の10. (4)の記載内容も確認してください。

※2 ★印の書類については、「直近の測量法第55条の8の規定に基づく書類」・「直近の現況報告書（国土交通省の確認を受けたものに限る。）」の写しを添付した場合は、省略可。ただし、実績調書については、現況報告書等に記載以外の業務や部門を申請する場合、圏域内に従たる営業所を有する方が圏域内業者として申請する場合は、省略できませんので注意してください。

※3 申請者が法人であり、「測量法第55条の8の規定に基づく書類」を提出する場合、又は「現況報告書」を提出する場合は、附属財務諸表としては「財務事項一覧表」のみ添付が必要であり、その他の貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び注記表は不要とします。

別表3－2：建設コンサルタント提出書類（圏域外業者）

申請書等の様式が前回のものと異なります。必ず今回の様式で申請してください。

(○：全業者が提出するもの、●：該当する業者のみが提出するもの、△：場合によって省略可、－：不要)

※ A4紙ファイルに下記番号順に綴じて提出してください。

No.	提出書類	備 考	秋田県への申請営業所	
			同じ	違う
1	提出書類チェックシート	・提出する書類を再度確認し、順番どおりに並べて提出すること。	○	○
2	入札参加資格審査申請書兼誓約書 (様式1－1)	・「担当者氏名又は申請代理人」欄には、電話等で申請の内容を照会した場合に、説明できる担当者名、電話番号を記載すること。 ・住所等は略さず記載すること。 ×秋田県湯沢市表町3－3－14 ○秋田県湯沢市表町三丁目3番14号	○	○
	入札参加資格審査申請書兼誓約書 (様式1－2)	・入札参加資格審査を希望する部門に○(各法令等に基づく登録有り)、又は○(各法令等に基づく登録無し)のいずれか該当する印を記載すること。 ・委任先の営業所が申請業務の法令登録を受けていない場合は、委任先での登録はできません。	○	○
3	秋田県へ申請した入札参加資格審査申請書の写し	・県内業者は、申請書(表)の写し、県外業者は入札参加資格審査申請書(県外建設業者用)の写しを提出すること(受付印等は不要、申請書1枚のみとする)。	○	● ※1
4	委任状(任意様式)	・本組合と常時業務委託契約を締結することができる従たる営業所に委任する場合は提出すること。 ・委任期間は、申請日又は令和8年6月1日から令和9年5月31日までとしてください。	●	●
5	技術職員調書 (様式2－1)	・申請日現在で、「全体」には本店及び支店を含む全ての技術職員の延人数を、「申請営業所」には登録を希望する営業所の技術職員の延人数をそれぞれ記載すること。(申請する業務のみで可)	○	○
	技術職員調書 (様式2－2) ※様式2－2は任意様式でも可	・登録を希望する営業所(委任先がある場合には委任先営業所)の技術職員のみを記載すること。 ・様式2－2について任意様式での提出も可だが、申請する営業所以外の技術職員を含む様式で提出する場合は、登	△	○

	※秋田県と同じ営業所で申請する場合は省略可	録を希望する営業所の職員が分かるようにマーカー等で明示すること。 ・2枚目以降の名簿は、必要枚数を適宜コピーして使用すること。		
6	登録通知書・証明書等(写し可)※2	<ul style="list-style-type: none"> 申請する業務ごとによって提出書類が異なるので確認すること。 本店又は委任先営業所の各法令・登録規程に基づく登録状況が確認できる書類を提出すること（法令・登録規程がないものを除く） 委任先での各法令・登録規程に基づく登録がない又は確認できない場合は、委任先での名簿登録は不可。 	○	○
	①測量業務	①測量業の登録（更新）通知又は測量業者登録証明書、測量法第55条の8の規定に基づく書類（営業経歴書及び財務に関する書類）		
	②土木関係建設コンサルタント業務	②建設コンサルタント登録（更新）通知書、建設コンサルタント登録規程第7条第1項の規定により提出した直近の現況報告書		
	③建築関係建設コンサルタント業務 ※様式3～5は同様の内容が記載されていれば任意様式でも可	③建築士事務所登録（更新）通知書 建築関係建設コンサルタント業務のみを申請する場合は、実績調書（様式3）、営業の沿革（様式4）、財務諸表（直近営業年度分）、営業所一覧表（様式5）		
	④補償コンサルタント業務	④補償コンサルタント登録（更新）通知書、補償コンサルタント登録規程第7条第1項の規定により提出した直近の現況報告書		
	⑤地質調査業務	⑤地質調査業者登録（更新）通知書、地質調査業者登録規程第7条第1項の規定により提出した現況報告書		
	⑥環境調査業務 ※様式3～5は同様の内容が記載されていれば任意様式でも可	⑥計量証明事業者登録（更新）証明書の写し又は登録簿謄本の写しもしくはこれに準ずる書類 環境調査業務のみを申請する場合は、実績調書（様式3）、営業の沿革（様式4）、財務諸表（直近営業年度分）、営業所一覧表（様式5）		
7	・法人→登記事項証明書（写し可） ・個人事業主→身分証明書（写し可）	<ul style="list-style-type: none"> 法人は、法務局の現在事項全部証明書又は履歴事項全部証明書。 個人事業主は、本籍地の市区町村で交付される身分証明書。 申請日前3か月以内に発行されたものに限る。 	○	○

8	国税納税証明書（写し可）※3	・本店を管轄する税務署の証明書。 ・法人は「その3の3」、個人は「その3の2」 ・申請日前3か月以内に発行されたものに限る。	<input type="radio"/>	<input checked="" type="radio"/>
9	暴力団排除に関する誓約書兼同意書 (様式8-1)	・委任している場合でも本店(代表者)からの提出とすること。	<input type="radio"/>	<input checked="" type="radio"/>
10	役員等調書 (様式8-2)	・No.9, 10 の提出がない場合は、資格審査を行わない。 ・受任者がいる場合は、受任者が役員であるかないかを問わず、必ず受任者分を記載すること。	<input type="radio"/>	<input checked="" type="radio"/>
11	返信用長形3号封筒 ※2枚	・受理通知書送付用及び資格審査結果通知用の2枚。 宛先を記載のうえ、110円切手を貼付すること。 (資格審査結果通知の発送は5月下旬の予定)	<input type="radio"/>	<input checked="" type="radio"/>
12	受理通知書	・受理確認又は不足資料通知用。	<input type="radio"/>	<input checked="" type="radio"/>

※1 秋田県に入札参加資格審査申請をしていない場合は提出不要です。

※2 申請者が法人であり、「測量法第55条の8の規定に基づく書類」を提出する場合、又は「各コンサルタント登録規定に基づく現況報告書」を提出する場合は、附属財務諸表としては「財務事項一覧表」のみ添付が必要であり、他の貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び注記表は不要とします。

※3 No.8の提出書類となる証明書に関して、申請要領【共通】編の10.(4)の記載内容も確認してください。

別表4 建設コンサルタント（圏域内業者）名簿登載資格審査基準

審査項目	審査基準
納税の状況	納めるべき税金に滞納がある場合は、名簿に登載しない。
社会保険料等の納付状況	滞納がある場合は、名簿に登載しない。（社会保険等に加入すべき者が未加入のときは、滞納と同様であるとみなす。）
従たる営業所における従業員配置状況	常勤の従業員を2人以上（業種の技術者を必ず含む。）配置すること。 配置していない場合は、名簿に登載しない。
従たる営業所における営業所実績	業務部門において、資格審査の申請をする日の属する事業年度の開始日の直前2年の各事業年度において営業所における実績を有していない場合は、当該業務部門での名簿登載を行わない。

別表6 資格審査の対象工種

工 種	許可業種	等級格付け上の工事内容	等級格付けの有無
(1)一般土木工事	土木工事業、とび・土工工事業又はしゅんせつ工事業	土木一式工事（土木工作物を解体する工事を除く。）、しゅんせつ工事及びとび・土工・コンクリート工事（法面工事を除く。）	有
(2)法面工事	とび・土工工事業	とび・土工・コンクリート工事（法面工事に限る。）	有
(3)建築一式工事	建築工事業	建築一式工事（建築物を解体する工事を除く。）	有
(4)電気工事	電気工事業	経営事項審査で示す工事の内容※に同じ	有
(5)給排水暖冷房 衛生設備工事	管工事業	経営事項審査で示す工事の内容※に同じ	有
(6)鋼構造物工事	鋼構造物工事業	経営事項審査で示す工事の内容※に同じ	有
(7)舗装工事	舗装工事業	経営事項審査で示す工事の内容※に同じ	有
(8)一般塗装工事	塗装工事業（路面標示工事以外）	塗装工事（路面標示工事を除く。）	有
(9)路面標示工事	塗装工事業（路面標示工事）	塗装工事（路面標示工事に限る。）	有
(10)機械器具設置 工事	機械器具設置工事業	経営事項審査で示す工事の内容※に同じ	有
(11)電気通信工事	電気通信工事業	経営事項審査で示す工事の内容※に同じ	有
(12)造園工事	造園工事業	経営事項審査で示す工事の内容※に同じ	有
(13)さく井工事	さく井工事業	経営事項審査で示す工事の内容※に同じ	有
(14)水道施設工事	水道施設工事業	経営事項審査で示す工事の内容※に同じ	有
(15)石工事	石工事業	経営事項審査で示す工事の内容※に同じ	無
(16)屋根板金工事	屋根工事業及び板金工事業	経営事項審査で示す工事の内容※に同じ	無
(17)防水工事	防水工事業	経営事項審査で示す工事の内容※に同じ	無
(18)内装仕上工事	内装仕上工事業	経営事項審査で示す工事の内容※に同じ	無
(19)消防施設工事	消防施設工事業	経営事項審査で示す工事の内容※に同じ	無
(20)解体工事	土木工事業、建築工事業又は解体工事業	土木一式工事（土木工作物を解体する工事に限る。）、建築一式工事（建築物を解体する工事に限る。）及び解体工事	無

※ 「経営事項審査で示す工事の内容」とは、建設業法第2条第1項の別表の上欄に掲げる建設工事の内容を定める告示（昭和47年建設省告示第350号）で示す建設工事の内容となります。